

埼玉弁護士会々報



2022年8月
No.102

内
容

2022年度 新執行部のごあいさつ

〈特集〉成人年齢の引き下げに伴う諸問題

新入会員 自己紹介

● 2022 年度 新執行部のごあいさつ

埼玉弁護士会会長	白鳥 敏男 ……………	2
埼玉弁護士会副会長	満尾 直樹 ……………	4
埼玉弁護士会副会長	東谷 良子 ……………	6
埼玉弁護士会副会長	石塚 洋一 ……………	8
埼玉弁護士会副会長	下永吉純子 ……………	10
埼玉弁護士会副会長	重成 大毅 ……………	12

● 特集 成人年齢の引き下げに伴う諸問題

◆ 成人年齢の引き下げに伴う諸問題

子どもの権利委員会委員長 森田 智博 ……………	14
--------------------------	----

◆ 18 歳から「大人」に。～成年年齢の引下げと消費者保護～

消費者問題対策委員会委員長 竹内 和正 ……………	17
---------------------------	----

● ニューフェイスです よろしくお願ひします！

新入会員 自己紹介 ……………	22
-----------------	----

大塚 翔太	小川美由紀	金澤 能志	菊池 和史	木村 貴史
工藤 萌美	桑原 拓也	小泉真知子	古賀 文菜	是永 克巳
櫻田 浩史	佐藤 優	篠岡 陽平	鈴木 香澄	高橋 伸聡
高橋佑太郎	武士 清哉	田崎 恵	舘 健輔	鶴野 俊慧
登坂 望	橋本 佳之	深谷 直史	古荘 草太	本間 星
武藤 喬	渡部 綾菜			

会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会会長 白鳥 敏男



2022（令和4）年度会長に就任しました白鳥敏男です。

1957年8月にさいたま市（旧浦和市）で生まれ、さいたま市で育ちました。大学卒業後、埼玉県職員を経て、司法試験に合格、1993年旧浦和修習で、1995年埼玉弁護士会に登録し、現在に至ります。

弁護士会については、私が登録した1995年は、会員数が約240人で、登録1年程度で、8割くらいの会員の名前は知る、半分くらいの会員は何となくわかる、そんな会でした。

1 会員数の増大とコロナの影響

法曹人口が急激に増えています。埼玉弁護士会の会員数も、500人時代を経て、もうすぐ1000人になろうとしています。

これによりいろいろな変化が生じます。

会員間の距離が遠くなっています。また、会員と会との距離も遠くなっています。

特にこの3年間、新型コロナの影響で、会員が顔を合わせる機会が著しく減少しています。この間に入会された方々が、ともすれば

孤立していないか、心配です。

研修所での集合修習も、「集合」と言いながらリモート修習です。実務修習も自宅修習がほとんどであった期もありました。リアル会議や懇親会の無いなかで、人のつながりを作ることがあまりできない。

現在もwithコロナの状況ですが、感染の拡大状況も見つつ、リアルの会合、懇親会などを、慎重に、少しずつ、復活させていきます。

会員同士の横のつながり、そして会とのつながりを深めていきます。

また、登録替えの方々には、会に馴染むことが難しくなっているように感じます。ぜひ、時々、会の行事に顔を出していただきたく思います。

2 会員の権利利益を維持拡大する活動と公益活動

埼玉弁護士会は、同業者団体として、会員の利益を維持拡大する活動をします。法曹人口問題、給費制の問題、業際問題など、会として対外的に活動する場面があります。

また、一部重なりますが、日本は、世界でも珍しく、弁護士自治が認められている国です。弁護士自治を脅かす動きは常にあります。私たちの活動の根幹にかかわる、弁護士自治の維持、どのような活動が要請されるか、会員の皆様の意見も伺いつつ、日々活動していくつもりです。

こうした問題については、会として、会務

を担う立場として、しっかり活動していきます。

もとより、弁護士は、法律により認められた資格であり、弁護士法1条で、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定されています。

基本的人権の擁護、社会正義の実現は、私は、基本的には、まずは、個々の弁護士が、一つ一つの事件に、誠実に、真摯に立ち向かうことの積み重ねによって実現するものと考えますが、それだけでは十分とは言えず、弁護士・弁護士会は、様々な公益活動、人権活動を行ってきています。

弁護士を志した人たちは、何らかの公益活動をしたと考え、弁護士になっているのではないのでしょうか。

狭い意味での人権擁護活動はもとより、高齢者・障がい者、消費者、子ども、労働者、外国人など社会的に弱い立場にある方々に寄り添い、こうした方々の人権、権利を実現する活動が求められています。

LGBTなどマイノリティの人権を擁護する活動も重要です。

こうした活動を、会が行い、また会が個々の弁護士のこうした活動に助力していくことが大事です。

また、男女共同参画は、弁護士会として、近時精力的に取り組むべき課題です。

私たち会員の中にも、アンコンシャスバイアスがあるように感じます。共同参画の理念を少しずつ実現していきます。

外にも課題はたくさんあります。

会員の皆様におかれましては、本年も、健康で、しっかり仕事に取り組める1年であるよう願っています。そのための環境整備を、弁護士会は行っていきます。

当執行部も、先輩方々の積み上げてきた業績をしっかり引き継ぎ、本年の課題に取り組んでいきます。

皆様宜しく申し上げます。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長

満尾 直樹



今年度の埼玉弁護士会副会長に就任しました、満尾直樹（みつおなおき）と申します。私は昭和 51 年に岐阜県で生まれ、2 歳からずっと埼玉に住んでいます。司法修習は 56 期で、副会長の中では最も期が上のため、筆頭副会長となっています。私はさいたまでの修習を終えてから現在まで、大宮のはるか法律事務所勤務しております。弁護士 5 名、事務職員 3 名の事務所です。

早いもので年度開始から 3 か月あまりが経ちました。副会長の業務は月曜日の執行部会議、概ね週 1 回の会館当番（弁護士会宛の文書や苦情の対応、弁護士会照会の審査担当など）、弁護士会としての各種会議への出席、各種照会等への起案、担当委員会の会議出席、常議員会や総会の準備などですが、なかなか時間的拘束が大きく、このような縁の下での力持ち的な役割をこなされてきた歴代執行部の方々にあらためて尊敬の念を感じます。一方で、私の状況を察して委員会の業務を引き受けてくださったり、共同受任の事件処理で助けてくださったりする方々もおられ、弁護

士の事務局の皆さんや事務所のメンバーを含めて、日々あらゆるところで支えていただいているということも強く感じています。

先日の通常総会では、今年度予算を含むすべての議案の可決承認をいただきました。とはいえ、昨年度解散した弁護士会共済部の清算手続の進行状況について、資料が漏れていたことは大きな反省点でした。これについては、あらためて別途会員の皆様向けに進捗をお知らせするなど、フォローをしていきたいと考えています。また通常総会は終わりましたが、今年度はインボイス制度導入への準備、裁判手続の IT 化、家族法等各種法改正の動きなど、取り組むべき課題が多くあると感じていますので、引き続き力を尽くしていきたいと思えます。

弁護士会の担当委員会としては、懲戒委員会、綱紀委員会、資格審査会、選挙管理委員会、紛議調停委員会、総務委員会、会館建設特別委員会、共済部委員会、司法支援センター対策特別委員会、消費者問題対策委員会、法教育委員会、憲法改正問題対策本部、貧困問題対策本部、スクラム相談運営協議会事務局、事務局運営委員会があります。筆頭副会長ということで、弁護士会内部の組織に関する委員会の担当が多くなっています。これらの委員会の関連で何かございましたら、どうぞご連絡ください。

数年続いている新型コロナウイルスの影響が少しずつ落ち着き、リアルでのイベントな

どを少しずつ再開できるか・・・とっていたところで、また感染者数が増大してきてしまいました。ワクチン接種済みの方も増えており、以前よりはましな状況であることを期待しつつも、お子さんたちへの感染増加との報もあり、大変気にかかっています。各種業務への影響についても見定めつつ、皆様の心身の安全を第一に対応して参ります。

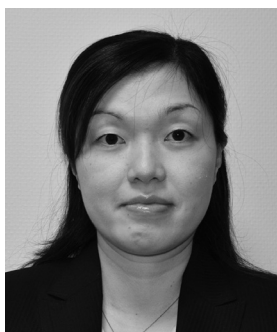
ロシアのウクライナ侵攻、元総理大臣への銃撃事件など、まさかこの現代で、という出来事も続いており、このような情勢であるか

らこそ、憲法をはじめとした法的な考え方の重要性は非常に増していると感じています。

暗い出来事も多い中ですが、新たに弁護士になられた74期の会員の方々のフレッシュさに触れて、こちらが元気を貰うような気持ちになっています。会員の皆さんが少しでも安心して弁護士活動に取り組めるよう、また事務局を含めた埼玉弁護士会全体がより良いものとなるよう、微力ながら尽くしていきたいと考えております。一年間、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長 東谷 良子



令和4年度、副会長を務めることになりました、東谷良子（ひがしやよしこ）と申します。本年度1年間、どうぞよろしく願いいたします。

修習期は旧60期、金沢で修習をして埼玉弁護士会に登録し、もうすぐ15年目を迎えます。出身は東京都練馬区ですが、最寄り駅は新座市に近い西武池袋線保谷駅ですので、埼玉に近いところで育ちました。

私の担当委員会は、犯罪被害者支援委員会、両性の平等委員会、子どもの権利委員会、高齢者障害者権利擁護センター運営委員会、労働問題対策委員会、示談あっせん仲裁センター運営委員会、裁判所裁判官制度委員会、中小企業の海外展開支援PT、業務妨害対策委員会、家事特別PT、民事特別PTなどです。今回、初めて参加させて頂いている委員会もありますが、様々な分野で活躍されている先生方を拝見し、まだまだ弁護士の業務には可能性があるかと再確認いたしました。

1 他機関との連携

副会長に就任して3ヶ月余りですが、弁護士会の業務を行っていくに当たっては、裁判所や検察庁、行政機関や他士業の方々など、様々な機関・方々との連携が大切であることを日々感じております。

裁判所との関係におきましては、Web家事調停手続が開始される予定であることから、先日、説明会に参加いたしました。家事調停では、民事手続において使われているteamsとは異なるWebexというアプリを使用するというので、今後研修会も予定されています。弁護士が手続IT化に対応していくことが必須の時代になりましたが、弁護士会としても学習会を開催するなど出来る限りのサポートを行いたいと考えています。

また、行政との関係では、犯罪被害者支援委員会では犯罪被害者等支援条例の制定を目指し、まだ制定されていない市町村を訪問する活動を行ってきておりますし、高齢者障害者権利擁護センター委員会では、先日、社会福祉士会と共同で各市町村の担当者と懇談会を開催しました。

今後も、他機関と連携、共同しながら、弁護士会の業務を発展させていきたいと考えています。

2 会内の業務について

今年度は、埼玉弁護士会においても男女共

同参画推進本部を設置するため準備を開始しました。当会と同じくらいの会員数の他会では既に設置されているところが多く、当会の取り組みが遅れているところだと思います。

日弁連や関弁連においては女性弁護士クォーター制の制度が始まっており、当会においても女性弁護士の執行部、常議員会への参画をどのように進めたら良いのか、検討していきたいと思っています。

また弁護士会において男女共同参画を推進するためには、単に役員・常議員に就任する女性弁護士の数字のみに着目するのではなく、女性弁護士の弁護士活動そのものに着目し、家事分野のみならず、民事、刑事など幅広い分野における女性弁護士の活動や活躍を体外的にアピールすることや、男女の弁護士間における収入の格差にも着目し、検討することが重要なのではないかと考えています。

3 今年度の課題

今年度は、7月末、法制審議会家族法制部会において家族法改正についての中間試案取りまとめが予定されており、弁護士が業務を行うに際し、大きな影響を受ける事項（親権制度、財産分与制度など）についての改正が

議論されています。家族法改正については、現場で実際に離婚事件や子の監護に関する事件に携わる弁護士の立場からの意見は強く主張していくべきではないかと考えており、当会としての意見も述べていきたいと考えています。

また、既に法制審議会仲裁法制部会では、法務省の認証を受けた民間機関が行うADRで成立した和解合意に執行力が付与される方向で取りまとめがなされました。当会は、法務省の認証は受けていないため、現状では当会のADR結果には執行力は付与されないこととなります。しかしながら、全面的な裁判実務に携わることが出来るのは弁護士だけであることから、裁判を見据えた解決を行うためには弁護士の行うADRが最も当事者の利益に適うものであり、日弁連が設置予定のADRセンターと協同するなどし、当会としても執行力のあるADRを行うことが出来るよう検討を進めたいと考えています。

今年度は、当会において大きな行事は予定されておりませんが、来年度は関弁連シンポジウムや示談あっせんの全国協議会が予定されておりますので、その準備を整えて次年度を迎えられるよう進めたいと思います。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長 石塚 洋一



2022年度の埼玉弁護士会副会長となりました石塚洋一です。62期です。

出身が地元ということもあって埼玉で修習し、白鳥会長の事務所である白鳥法律事務所に勤務弁護士として入所し、約7年間の勤務弁護士を経て独立しました。現在は、共同経営者として中澤和美弁護士や衣川剛弁護士とともに浦和はやと法律事務所にて執務しています。

会長の事務所勤務弁護士をしていた縁もあり、声掛けいただいて本年度の副会長に就任させていただくことになりました。

副会長に就任して3ヶ月ほどが経過しました。わずか3ヶ月の期間ですが、この間、多くの先生方や弁護士会事務局にお世話になっており、様々な方に支えられて弁護士会が成り立っていることを実感しています。

先日の定時総会においては、私が説明担当となった「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」改正に伴う共同法人関連の議案につき、承認いただき感謝しております。議案が全部で12個もあったため、

説明時間にかかなりの時間を要した点、今後、どのような工夫ができるのか課題とっております。

委員会活動としては、国際交流委員会、法曹人口問題対策本部、速記録問題対策委員会、司法問題対策委員会、刑事司法改革問題対策委員会等に所属して活動してきました。年度によっては調査局や常議員としても活動させていただいています。

本年度は、法律相談センター運営委員会、司法修習委員会、司法修習生給費制問題対策本部、災害対策委員会、速記録問題対策委員会、裁判員制度問題検討委員会、調査局委員会等15個ほどの委員会で担当副会長をさせていただいております。

私自身がもともと所属している委員会と担当となった委員会でかなりの違いがあるため、毎回勉強させていただく状況にありますが、各委員会と執行部とをしっかりとつないでいきたいと思っております。

ただ従来から言われていることですが、一部の会員に委員会活動の負担が集中してしまっていること、人数の多い委員会と少ない委員会があること等、様々な面で活動実態が二極化していることを感じています。

弁護士会の活動力の源が委員会にあることは明らかですから、委員会をどのように活性化させるのか、会務活動を引き継いでいくのかは継続的課題として受け止めています。

62期は経験年数でいうと13年程度にすぎ

ませんが、話によると人数的には中間の位置にいるようです。

私自身、法科大学院を出て修習し弁護士が激増する中で仕事をしてきました。埼玉弁護士会もまもなく会員数1000人超となることが予測されます。環境の変化に伴い変わっていく必要がある一方で、弁護士会としては頑固に踏みとどまらなければならないところもあると思っています。踏みとどまるために、委員会活動が大きな役割を果たしていると感じています。

従来からの人権擁護活動をより充実させる必要があることはもちろんですが、裁判手続

のIT化やインボイス制度への対応等、弁護士会が早急に検討・対応すべき課題もたくさんあります。

会員の皆様や埼玉弁護士会にかかわる多くの方の理解や協力を得て、1年間副会長としての職責を果たしたいと考えております。よろしく願いいたします。

弁護士会が主催する市民向けの集会や勉強会が、この2年間は一部を除いてほとんど実現せず、やむを得ないこととはいえ残念に思っています。本年度はハイブリッド方式を利用しながらであっても徐々に開催していける社会状況になることを望んでいます。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長

下永吉 純子

2022 年度副会長に就任しました、下永吉純子（62 期）と申します。

これまでも有難いことに、このような弁護士としても人間としても問題だらけの私に、何故か分かりませんが、幾度も副会長就任の打診をいただいていたのですが、ついにお引き受けさせていただきました。所沢のお友だち（いえ、信頼できる先輩弁護士）曰く、「今までお断りしていた理由も大した理由じゃなかったけど、今回引き受けた理由も大した理由じゃないよね」と言われる始末です。

私は、埼玉弁護士会に入会して川越支部に 10 年程度所属していましたが、川越支部を脱出して、それまでの生活と打って変わって、心穏やかに、幸せと充実感に満ち溢れた弁護士生活を送っていたところ、悪縁？に導かれ、また川越支部に復帰してしまった直後に、川越支部長から「川越支部推薦の副会長を…」という怪電話をいただきました。その際、私は一応「考えさせてください」と言ってみたものの、心の中では何となく気持ちは決まっていました。心穏やかな生活が私をそうさせ

たのだらうと思います。本来であれば、私が兄と慕う某兄（本人はそう思っていないと思います）が会長をされる時に副会長をやるつもりでしたので（頼まれていません）完全に予定外ですが、これもまたご縁ですし、某兄が会長がされる時にも副会長はやるつもりであります（頼まれていません）。

私は、大学時代憲法ゼミだったことと、当時の人権擁護委員会委員長からのご紹介で、埼玉弁護士会に入会して初めて参加した委員会は人権擁護委員会で、これまで細く長く？人権擁護委員会をメインに弁護士会活動に関与してまいりました。人権擁護委員会の主な活動は、人権救済申立て案件の処理で、結構過酷なので、「弁護士会活動って何なんだろう？」と思うことも正直なところしばしばありました。そして、私の所属する事務所の人々は前の事務所も今の事務所も弁護士会活動は一切しない（又はほぼしてはいけない）という感じなので、そういう中っていると、余計に弁護士会の存亡の危機を感じることができません。「ああこの人たちは弁護士が国家に管理されるようになったとしても『あーそうですか』とすんなり受け入れそうだなー」と感じます。弁護士は、権力と対峙するものという考えがほぼ無いことにジェネレーションギャップ的なものを感じて、『ああ私はすでにババアなんだ』という受け入れがたい現実を突きつけられ、そして、せっかく良くも悪くも自由な存在でいられるのが弁護士なのにそ

れがそうではなくなるのではないかという不安があります。そうならないためには、弁護士会が、名前だけの組織ではなく、実体のある組織で有り続けなければならないと思います。そのために私のような超しもじも民が出来ることと言えば、弁護士会に関心を持つこと、具体的には会務活動であり、委員会活動

に参加することだったり、総会に出席することだと思っています。

そんな延長線で、今回副会長をようやくお受けすることにしました。

基本的には役立たずだと思いますが、よろしく願いいたします。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長

重成 大毅



2022 年度副会長を務めます重成大毅（しげなりだいき）と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2010 年 12 月に弁護士登録、田中重仁法律事務所にて執務したのち、2017 年に川越市で重成大毅法律事務所を開設、現在に至っています。事務所は、さいたま地方裁判所川越支部の目の前にありますので、忘れ物をしてもすぐに取りに戻ることができます。

弁護士登録をしてからおよそ 10 年が過ぎ、これまで様々な案件に携わらせていただきましたが、一番の思い出は、日の丸君が代訴訟の上告審で弁論を行ったことです。多くの方の期待を背負って弁論をしたこと、結果としてのその期待に応えることができず、悔しい思いをしたこと等、非常に貴重な経験をさせていただきました。

弁護士登録直後は、人権擁護委員会や法曹人口問題対策本部などの委員会活動、集会、パレードなどに参加したり、川越支部では、新年会の企画や会誌編纂に携わったりするなど、会務活動にも積極的に関わってありまし

た。その後、調査局に 2 度ほど入ったりもしましたが、最近では、仁川弁護士会との交流事業や城北埼玉高校における法教育のお手伝いをする程度になっていました。最近では会務に熱心に関わっているとは言えない状況でしたが、会務にもう一度関わりを持つ良い機会であると考え、副会長の職を引き受けることを決心しました。

担当委員会は、会館建設特別委員会、企画広報委員会、研修委員会、チューター制度運営委員会、厚生委員会、弁護士会照会審査室、刑事弁護の充実に関する検討特別委員会、公害対策環境委員会、憲法委員会、憲法改正問題対策本部、広報 PT、弁護士業務妨害対策委員会、民事介入暴力対策委員会、公的機関（自治体等）対応部会、ホームページ PT、ワクチン PT、遺留分の法律と実務改訂 PT です。副会長として、各委員会に参加させていただいていますが、いずれの委員会も活発に活動をされており、すでに多くの刺激をいただきました。

さて、弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会的正義の実現です。会員の方々が日々の法廷活動や会務活動等に精を出し、その使命を果たすということが当たり前になるよう、弁護士会は、会員の方々の土台となつてその活動を支える存在とならなければなりません。一方で、会員数の増加、裁判の IT 化など、弁護士を取り巻く環境も大きく変わろうとしており、弁護士会の在り様もまた変化

を求められる時代が来ているのかもしれませんが。

副会長に就任してからの3か月の間にも、会員や市民の方の声を聴く機会に接しました。また、いくつかの会議に出席する中で、弁護士会や司法が直面しているいくつかの問題に触れることができました。市民のニーズ

に応えながら、弁護士としての職務を果たすことの難しさを痛感しています。公平・公正を胸に職務に邁進していきたいと思っております。

改めまして1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

特集

成人年齢の引き下げに伴う諸問題

子どもの権利委員会委員長 森田 智博

子どもの権利委員会の活動はPTを中心に行われています。PTは、虐待問題（主に福祉）、いじめ問題（主に学校）、少年事件（主に少年事件）の3つに分かれており、それぞれが対応する分野の問題に取り組んでいます。ただし、現在の子どもを取り巻く状況において、それぞれのPTの活動分野の狭間や重複する部分で生じている問題も多く（たとえばヤングケアラーなどは福祉、学校などが連携して取り組む問題であるといえます）、それぞれのPTの連携も必要であり、具体的な委員会の施策としてPTの連携を検討しなければならない段階にあるとも思われます。ここでは、便宜上、それぞれのPTの活動分野に分けて解説していきます。

◆福祉

福祉との関係で直接の影響が出そうなものとしては、児童福祉法（以下「児福法」といいます。）が中心となります。

児福法では、「18歳未満」を「児童」としていた（児福法4条1項柱書）ので、「児童」と「未成年者」とが一致することになりました。従来は、この両者の概念の不一致があったことから、未成年であるにもかかわらず、児福法上の必要な保護が得られないおそ

れ（たとえば児童福祉施設などの保護を離れた「ケアリーバー」は親を頼れずに困窮、孤立に陥りやすいなどといわれていました）があり、それを避けるためにいくつかの工夫がされていました。

その中で、我々が普段接することが多かったのが「措置延長」です。児童福祉施設に入所している子が、18歳になったら施設を出て急に自立しなければならない状況がありました。そのために、大学進学をあきらめ就職を選択するなど望まない進路を選択する、自立を迫られることにより不利益が生じるなどの問題がありました。それらの問題を避けるために、一時保護や施設入所措置等を20歳まで延長できる（児福法31条2項、33条8項、9項）ことになっています。その他、措置解除されたとしても自立援助ホームには20歳（大学等に進学している場合には22歳の年度末まで）まで入所することができ（児福法6条の3第1項）、さらに平成29年度から、措置解除者等についても児童養護施設等に居住することができるようにする（社会的養護自立支援事業）などなされていました。これらの対応により、一定程度、施設入所者の自立に配慮がなされていたこととなります。

しかし、これらの配慮があったとしても、



未成年者である以上、単独での法律行為は行うことができないなど、親権者との関係が大きな問題として存在しました。たとえば、自立のために、アパートを借りたい、携帯電話を買いたいという希望があったとしても、親権者の協力が得られないと原則として、それらの行為ができませんでした。親権者がいない子の場合には、我々弁護士が未成年後見人となって、これらの行為の援助をすることがありました。みなさまの中にも未成年者後見人としてこれらの援助を行ったことがある方は多いのではないのでしょうか。これからは、18歳で成人となったために、これらの問題は一定程度解消されるのではないかと思われ

ます。もっとも、18歳で成人となることはよいことばかりではありません。従来であれば20歳でこれらの行為をできるようになりましたが、18歳でこれらの行為をできるようになるということは、18歳の元未成年者にそれだけ重い判断を強いるということになります。先ほど申し上げた、措置延長についても、従来は原則として親権者の意思に反してはできませんでした。これからは元未成年

者の意思でできるようになりました（児福法33条5項、33条の7以下が削除）。ここでも元未成年者の意思を慎重に判断する必要があります。

また、未成年者後見人としては18歳で未成年後見人の業務が終了してしまい、関わってきた未成年者が社会に出るときに必要なとされる手続に職務として関与できない点に注意が必要となります。

今後、子どもの最善の利益のために児福法の改正は続きます、みなさまも改正について注視してください。

◆学校

学校に関する法令で直接の影響が出そうなものとして最も重要であると考えるのは、学校教育法16条で「保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」と定められている部分です。

保護者とは「子に対して親権を行う者」とされていることから、成年高校生には理論上

は保護者が存在しないこととなります。文科省の事務連絡ではありますが、「『成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について』に関する Q&A の送付について（事務連絡）」、「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について（事務連絡）」などで、各学校に情報提供がされています。

また、成年高校生は裁判員に選ばれるようになったため、文部科学省が学校を休んで公判などに参加しても内申評価が不利にならないようにするため、通常の欠席とは別の扱いにするよう求める通知を都道府県教育委員会などに出しています（「高等学校等の生徒が在学中に裁判員等選ばれた場合の留意事項について」）。

主に高校3年生には4月生まれの者と3月生まれの者が混在するため、高校の教職員には成年高校生と未成年高校生への対応が必要とされます。教科教育の複雑化、教科教育以外への対応の増加など、高校の教職員への負担は増えています。それらの負担への対応が不十分なままで、成年高校生と未成年高校生の混在に十分な対応ができているのか、子どもの最善の利益が守られているかについて注視する必要があります。

また、福祉とも関係しますが、大人の援助を十分に得られない成年高校生は、奨学金に関する手続きや就職に関する手続きを自分で行われなければいけないことにもなります。我々弁護士がどのような方法でどのような援助ができるのかを検討する必要があります。

◆少年事件

改正少年法という大きなテーマがあります

が、テーマが大きすぎますので、ポイントのみ説明いたします。

まず、健全育成目的である1条、少年年齢・少年の意義の2条、家裁における少年審判の手續きなどは全く変わっておらず、いわゆる少年法適用年齢の引き下げはなされませんでした。もっとも、特定少年の特例として、虞犯に対する処分を除外する、原則逆送を拡大する、保護処分の賦課について犯情の軽重による上限を設けるということになりました。

改正少年法については、18歳19歳が成年とされたことにより特定少年の位置づけ、特定少年への介入の正当化根拠などについて激しく議論がされています。議論に興味がある方は「家庭の法と裁判38号」などをご覧ください。

強調しておきたいのは、みなさまには、従来と同様に充実した付添人活動を行っていただき、特定少年だからと言って決して付添人活動をあきらめないでくださいということです。改正少年法により特定少年の処分を決定するに際して犯情が重視されるようになったと言われていますが、特定少年を問わず、従来から同様の懸念はありましたので、改正少年法によって付添人活動の本質が変わるわけではありません。我々、付添人としては、従来から指摘されていた調査官調査の形骸化、犯情重視という懸念点を克服するため、調査官との協働、犯情以外の事情への対応など従来からの活動をより一層充実させる必要があります。

今後、日弁連の「付添人活動マニュアル Q&A」の改訂版が公表されることになるので、ご覧ください。

18歳から「大人」に。

～成年年齢の引下げと消費者保護～

消費者問題対策委員会委員長 竹内 和正

1 はじめに

2018年の民法改正により、「年齢二十歳をもって、成年とする。」と規定されていた民法第4条は「年齢十八歳をもって、成年とする。」と改正され、2020年4月1日から施行されています。

改正の趣旨は、18歳、19歳の若者にも国政に参加してもらう政策をすすめるため、また世界の成年年齢の主流が18歳であるためといわれています。成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されます、とのこと。

2 成年年齢引下げにより変更された点と変更されない点

成年年齢が引き下げられた結果、18歳であっても、親の同意なく携帯電話等の契約ができるようになり、クレジットカードをつくったり、高額商品をローン購入したりすることができるようになりました。一人暮らしのための部屋を借りたり、10年有効のパスポートを作ったりすることもできます。

他方で、成年年齢が18歳になっても、健

康面への影響や非行防止等の観点から、飲酒や喫煙、競馬・競輪等の公営競技に関しては行うことができず、これまで同様、これらの年齢制限については20歳とされています。僕が18歳だったら、お酒も飲ませないで票だけもらおうとするなんておかしい、せめてお酒を飲ませるべきだ、などと思ってしまう。

3 消費者保護の観点からの問題点

(1) 成年年齢引下げは、問題となりうる各法律との整合性や「成人なのにお酒が飲めないなんて!」といった素朴な懸念等について議論が尽くされないまま進められてしまいました。

特に、消費者保護の観点からは、想定される多くの課題に十分な手当てや対応がされなかった結果、現状、18歳、19歳の若者が消費者トラブルに巻き込まれてしまう危険性が高まっています。

(2) この点、民法第5条は、未成年者が法定代理人の同意を得ずにした法律行為を取り消すことができる「未成年取消権」を規定しています。これは、社会的な経験が乏しい未成年者を保護するためのものであり、未成年者

の消費者被害を抑止する役割を果たしていません。

しかし、成年年齢の引下げにより、高校生であっても18歳になると未成年取消権を行使することができなくなりました。18歳になった高校3年生は、本当に社会的な経験が十分であり、保護の必要性がなくなったといえるでしょうか。

さらに、現代の18歳の生活には、インターネットが密接に関わっています。ゲームにも、買い物にも、勉強にも、恋愛にも、バイト探しにも、SNS等が利用されており、未成年者が実店舗等で行うにはハードルの高い取引もインターネット上では簡単に行うことができる状況です。未成年者保護の必要性はむしろ高まっており、相談を受ける立場としても、インターネットで高額商品を購入してしまった、親のクレジットカード情報がタブレットに記録されていたのでゲームの課金に使ってしまった、違法サイトから高額料金の支払いを請求されてしまった等、未成年者のインターネット取引に関するトラブルは増加の一途をたどっていると実感しています。

4 埼玉弁護士会の動き

(1) 上記のような問題があることから、当会では、成年年齢引下げに関し、一貫して反対する立場を表明してきました。

まず、2017年8月9日付「民法の成年年齢を18歳に引き下げることに反対する意見書」において、18歳、19歳の若者は社会経験に乏しく、進学や就職で親元を離れて新生活を始めることも多いため、消費者被害を受ける危険が増大していることを指摘した上で、

①民法の成年年齢は、現状において引き下げるべきではなく、20歳のまま維持すべきである。

②内閣府消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの平成29年1月10日付報告書の提言に従い、若年成人の消費者保護対策として合理的判断力の不足に乗じて締結させた契約の取消権その他の消費者契約法及び特定商取引法の改正事項並びに中学・高校生及び大学・専門学校生に対する消費者教育強化策を直ちに実施したうえで、その実効性と国民の理解を検証した後に、成年年齢引下げの可否を検討すべきである。

との意見を発表しました。

すなわち、当会としては、消費者保護のための取消権等の改正及び学生の消費者教育が適切にされるまではという条件を付す形で、成年年齢の引下げに反対である旨を表明しています。

(2) また、2018年2月14日付「成年年齢を18歳に引き下げる民法改正案に反対する会長声明」においても、これまで未成年者取消権により保護されていた18歳、19歳の若者について未成年取消権を喪失させることになり消費者被害を拡大させること、若者に対する消費者被害増加を防止するためには、より一層の消費者教育の拡充が重要であるが、この点も現時点における施策の実施が不十分であることを指摘した上で、当会としては、「成年年齢の引下げに伴い予想される、18歳、19歳の若年層の消費者被害の拡大防止の具体的措置は講じられておらず、この現状において成年年齢を引き下げることに反対である。」との声明を発表しました。

(3) その後、2018年6月に成年年齢引下げ法案は可決されましたが、その際には、衆議院法務委員会において、全会一致で以下の内容を含む附帯決議が付されています。

一 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法律成立後二年以内に必要な措置を講ずること

1 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること

4 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこと

三 成年年齢の引下げに伴い若年者のマルチ商法等による消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること

四 自立した消費者を育成するための教育の在り方を質量共に充実させるという観点から、以下の事項について留意すること

1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を、関係省庁で緊密に連携して着実に実施し、全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育の実施を図ること

3 十八歳、十九歳の若年者に対する大

学・専門学校、職場、地域における教育を充実すること

六 十八歳、十九歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること

十 施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること

(4) しかし、成年年齢引下げの施行が予定される2022年4月1日まで半年を切った時点においても、附帯決議の内容は十分に実現されていませんでした。

そのため、当会は2021年11月10日にも「民法の成年年齢引下げの施行期日延期を求める会長声明」を発表し、つけ込み型不当勧誘の取消権の創設はその期限を徒過しているにもかかわらずその目途も立っていないこと、消費者教育も十分に行われているとはいえ、未成年者取消権を18歳で失うことによる消費者被害拡大のおそれについての周知徹底もされていないこと等を指摘し、「成年年齢引下げの施行期日を延期した上で、附帯決議に示された施策すべての速やかな実現」を求めました。なお、同趣旨の意見書及び会長声明等は、この時期、全国各地の弁護士会から発表されていますが、成年年齢引下げの施行期日は延期されることなく、2022年4月1日をもって施行されてしまいました。

5 現実的な危険性

(1) 上記したとおり、若い世代の生活は、SNSやアプリ等のインターネットと密接に結びついており、若者が消費者被害に巻き込



まれる危険性は高まっています。そして、実際に、多くの高校生や大学生は、SNSなどで「楽しんで儲かる」うまい話に関する不審なメッセージを受け取っており、いつトラブルに巻き込まれてもおかしくない状況です。

さらに、最近では、コロナ禍による孤独感により、オンライン上のコミュニティで知り合った人から勧誘されて、マルチ商法等の被害に遭ってしまう若者が増えているとも報道されています。

(2) 近年、埼玉県でも、SNS等を利用して大学生を標的にした悪質な詐欺事件やマルチ商法被害が頻発しています。具体的には、SNS等で知り合った友人から「投資取引で儲かっている。もっと儲かってすごい生活をしている人がいるから話を聞いてみないか。」等と勧誘を受け、紹介された人から「投資用USBを使用するとすぐに利益を上げることができる。投資用USBは50万円だが、今購入すれば元なんてすぐに取りれるし、一生遊んで暮らすことができる。」等と説明された結果、学生ローンで50万円を借り入れて購入してしまうといった事例です。

(3) 悪徳業者は、大学生に近づいて年齢を確認した上で（もしくは成人するまで待って）、未成年取消権が使われないことを前提に、実際に成功しているかのようなSNS等の情報を見せながら言葉巧みに勧誘し、学生ローンを組ませて、マルチ商法に引き込みます。

この点、独立行政法人国民生活センターの統計によると、SNSに関する10代、20代の消費者トラブルの相談は年々増加しており、2021年度は、5年前の2.5倍以上に増加しているとのことです。そして、成年年齢引下げ前のマルチ取引被害に関する統計においては、20歳から24歳の被害相談件数は、18歳、19歳からの被害相談件数の5.5倍であったとも報告されています。この統計からしても、悪徳業者が、騙そうとする相手が成年か否か、すなわち未成年取消権が行使されるか否かを考慮して勧誘対象を選別していることは明らかです。

そして、現状、SNS等を運営する事業者は、利用者の本人確認義務を負っておらず、また個人情報を持っていたとしても弁護士法23条の2に基づく照会への回答を拒否してきて

います。そのため、このような SNS 経由で行われる消費者トラブルでは、契約相手特定することができず、被害回復が困難となつてしまっています（なお、この点についても、当会は、LINE 等のコミュニケーションアプリをはじめとする SNS が詐欺商法の誘引手段として使用されている実態を踏まえ、被害の防止及び救済のため、SNS 事業者本人確認義務を課すことを求める「SNS 事業者の本人確認義務等に関する意見書」を 2021 年 12 月 3 日に発表しています。）。

(4) このような現状からすれば、成年年齢の引下げによって、20 歳の若者よりもさらに社会経験が乏しいにもかかわらず、未成年取消権を行使できなくなった 18 歳、19 歳の「新成人」が、悪徳業者の標的にされることは目に見えています。

そして、これだけ危険な状況にある以上、SNS になんて関わらないほうがよいのではないかとおじさんとしては思うのですが（そ

して、実際に関わらないようにしている結果、不便だと大人なのによく怒られているのですが）、若者が SNS に関わらないということはもはや現実的ではありません。18 歳、19 歳の成人を保護する必要性はまさに喫緊の課題です。

6 確認すべき点

これまで述べてきたとおり、成年年齢引下げは、消費者保護の観点から想定される多くの課題に十分な手当てや対応をしないまま進められてしまいました。そして、現実には、18 歳、19 歳の新成人を消費者トラブルから守る必要性が高まっています。

そもそも、成年年齢引き下げの適否及び進め方についても思うところがありますが、施行されてしまった以上、新成人を消費者トラブルから守るために、少なくとも附帯決議に示された施策の速やかな実現を引き続き求めていかなければなりません。

ニューフェイスです

よろしくお願ひします!

新入会員
自己紹介

おつか
しょうた
大塚
翔太



はじめまして。弁護士の大塚翔太と申します。千葉県浦安市の出身です。この度、浦和という土地で弁護士業をスタートすることとなりました。

好きなことは、ドラマ・映画鑑賞、読書、散歩、落語を聴くことなどです。

日々、明るく・楽しく・元気よく物事に取り組むことをモットーとして過ごしております。

私は、これまでの人生で、家族や友人など、たくさんの人に支えられてきました。

その中で、自分を頼ってくれた方の助けになりたいという思いから、弁護士を志しました。

ご相談者様が、ご自身のペースで安心してお話ができるように、地域の身近な法律家として、丁寧にお話を伺います。法律問題の解決に限らず、ご相談後に

は、心の負担が軽くなったと感じていただければ幸いです。

弁護士になって3か月ほどではありますが、離婚、相続、交通事故などの一般民事事件や、顧問業務としての契約書の作成・レビューなど、様々な案件を経験いたしました。

今後さらに新しい知識を吸収し、日々研鑽を重ねて参ります。

ご相談者様が、私に依頼して良かったと思っていただけるよう、常に全力を尽くしてまいりますので、どうぞお気軽にお問合わせください。

おがわ
みゆき
小川
美由紀



皆様、初めまして。この度埼玉弁護士会に入会させていただきました74期弁護士の小川美由紀と申します。ネクスパート法律事務所大宮オフィスに所属

しております。

出身地は千葉県の流山市で、小中学校を地元で過ごし、高校は茨城県の江戸川学園取手高等学校、大学は中央大学、大学院は慶應義塾大学法科大学院を卒業・修了いたしました。修習地は宇都宮です。修習はコロナ禍ではありましたが、切磋琢磨できる修習同期と共に大変充実した期間を送りました。

筋トレが好きで、家にちょっとしたダンベルを買ったりエアロバイクを買ったりしてなるべく運動するようにしています。最近コロナに罹患し、寝込んでいたら筋肉が落ちてしまい、2.5キロも痩せたのでなんとか回復させたいです。お酒を飲むことも好きで晩酌は毎日のようにしています。ドラマやアニメ鑑賞も好きです。

夢見ていた弁護士という職業にやっと就くことができ、弁護士としての毎日を楽しんでおります。一般民事全般に関心があり、特に家庭の問題（児童虐待・子ども関係についても）に関心が高いです。依頼者の心

の痛みに寄り添える街弁となれるよう日々精進していく所存でございます。ご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願いいたします。



はじめまして。この度、埼玉弁護士会に新規登録した菊池和史です。

私は、法テラスのスタッフ弁護士として、1年間、埼玉弁護士会にお世話になります。私は越谷で生まれ、越谷で育ってきたので、埼玉は私が司法修習まで20年以上、過ごした地元です。そのような地元で一年間、弁護士として活動でき、多くの人の力となれることをうれしく思います。

また埼玉は刑事弁護や委員会活動が盛んであり、研修制度も充実しています。登録後も様々な研修に参加することができ、順調に弁護士としての基礎を築くことができていると感じています。来年以降、私は日本全国に赴任し、仕事をするようになります。埼玉ならば、赴任先でも困ることがないよう、多種多様な経験を積めると確信しております。

趣味特技としては、修習地が地方だったので、アウトドアが

趣味となりました。夏は登山、冬はスノーボードをしたいと思っています。埼玉からは関東近辺の山々が近いので、休日は積極的に山に登りに行きたいと考えています。



令和4年5月より弁護士法人アクロピース大宮オフィスに入所しました桑原拓也です。

私が弁護士を目指したのは、大学生で就職活動を悩んでいるときに兄が弁護士として働き始めその姿に憧れたこと、昔身内に起こった消費者トラブルの際になんにもできなかった辛い体験からこのような問題で悩んでいる人の力にいつかなれたらと思っていたからです。

そして、私が目指す弁護士は、相談者に寄り添い、相談者と共に最善の解決を実現する弁護士です。私は、弁護士は法律のプロでなければならぬことは間違いありませんが、それが自分本位になってしまっているとは思っています。常に相談者の方と共に一丸となって目の前の問題を解決していきたいと思っています。

これから、労働事件や交通事故等さまざまな事件に向き合っていくこととなりますが特に離

婚や相続の家事事件、そして消費者問題について力を入れて皆さんのお力になれたらと思っています。

私の趣味は将棋です。将棋には「歩」という駒があります。この駒は前に一つずつしか進めない駒ですが1つずつ一つずつ進んでいくと「と金」という強力な駒になります。私も歩のように一歩ずつ地道に努力し皆様のお力になれるよう精進します。これからよろしくお願いいたします。



埼玉弁護士会の先生方、また弁護士をサポートしてくださっている多くの皆様、はじめまして。慣れ親しんだ埼玉で弁護士人生を始めることができ、光栄です。

私は、明治大学法学部を卒業した後、某都市銀行へ就職しました。仕事は苦労も楽しみも沢山あったのですが、なんだかしっくりこない気持ちを抱えていました。

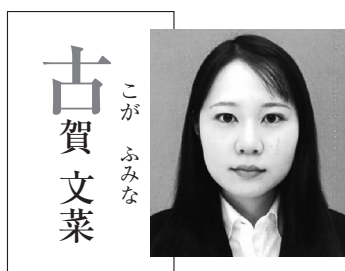
そんな時、勤務先の銀行で合併の話があり、法務部の先輩や顧問の弁護士の先生のお仕事ぶりを目にし、「法律を仕事にしてみたい」と思い、司法試験の勉強を始めました。

その後、結婚、出産など紆余曲折ありつつも、家族の助けもあり何とか試験に受かった次第です。

私が司法試験を受験したときはちょうど2人目の子供を妊娠中で、つわりがひどかったことを覚えています。その時お腹にいた娘は、今イヤイヤ期真っ盛りですが、娘と一緒にいたから受かったのだと思うようにして、優しくするよう心がけています。

勤務先事務所は夫が経営している事務所なので、修習前から少し手伝いのようなことはしていました。しかし、弁護士になってみると、やること考えることの量も質も全く異なり、あらためて気を引き締めているところであります。

研鑽を積むことを常に忘れずに頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



はじめまして。SINTO 法律事務所の古賀文菜と申します。

私は、修習当初は検事志望でしたが、修習地において、弁護士になろうと思ったきっかけとなった出会いがありました。検察修習で出会った被疑者の中に

常習的に万引きを繰り返してしまおう方がいらっしゃいました。その方は家族からも見放され、このままだと実刑を免れないという状況でした。その後、その方の公判を待たずに検察修習はあっという間に終わってしまい、あの方はどうなったのだろうかと思いつきながら修習生活を送っていました。すると、弁護修習の配属先にその方の弁護人だった先生がいらっしゃいました。その先生は、あちこちの福祉関係者に掛け合っ、その方の引受先を確保したお話や、ご家族を説得した結果、再び支援してもらえることになったというお話をしてくださいました。その先生は、依頼者の人生を自分の人生かのように一生懸命走り回れる弁護士だと感じました。そして、このように情熱を持って働けて、依頼者にも喜んでもらえたら幸せだと思いました。この経験を通して、私は弁護士の仕事に魅了されました。私も市民の皆様のお役に立てるよう日々精進してまいります。宜しくお願い致します。



私は、法テラス所属で、現在、弁護士法人川越法律事務所で養成を受けています。

先日、国選弁護人を受任したのですが、自分が弁護士に向いていないのではないかと悩んでいる最中です。

弁護士がどこまでやるべきか・やるべきでないのか、その見極めが難しいです。それまでは、単純に「依頼人や被疑者・被告人の利益を最優先する弁護士になりたい」と言っていたのですが、それではダメだと思いました。

先輩弁護士の仕事ぶりを脇で見ていると、簡単そうに見えるんですが、いざ自分でやると、とんでもなく難しいと分りました。

閑話休題、私は、少林寺拳法を長くやっていました。上手くはないし、断続的ですが、それでも四半世紀は練習していたので、一応特技だと言えますと思います。

少林寺拳法との出会いは、大学でした。クラシックギター一部を捜していた気弱な少年が、少林寺拳法部に勧誘されて、そのまま抜けられなくなってしまいました。そんな気弱な者が、大学卒業後も断続的に続け、五段までになったのですから、不思議な縁だなと思います。今は休んでいますが、仕事が一段落したら、また再開したいと思っています。

ちなみに、クラシックギターは、社会人になってから習いに行きましたが、長続きしなかったですね。なぜか、高いギターを、所有はしていますが。



このたび、74期の新規会員として埼玉弁護士会に入会致しました櫻田浩史と申します。

法律を通じて、困っている人の力になりたいと考え弁護士を志しました。

出身は東京で、さいたま修習を契機として、埼玉に住むことになり、現在は栄総合法律事務所所属しています。

修習中は埼玉弁護士会の先生方、特に、弁護修習の配属先でありましたポプラ法律事務所の岡本毅先生には大変お世話になりました。この場をお借りして感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

コロナ禍の修習でしたので、なるべく電車に乗らないような生活をしておりました。例えば、分野別修習中は、自宅から裁判所・検察庁まで40分かけて歩いて登庁したり、集合修習及び二回試験中は司法研修所まで自転車で毎日往復2時間かけて通っておりました。さいたま市内から和光までの道中には坂道が非常に多く、研修所に到着して起案を開始する時点で既にヘトヘトになっておりました。無事弁護士になることができ安堵しております。

最後になりますが、所属事務

所の先輩方をはじめ、埼玉弁護士会の諸先輩方のご指導を仰ぎながら、依頼者の声に耳を傾け、信頼される法律家になれるよう努力していく所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。



新たに埼玉弁護士会に加入いたしました。弁護士法人田島法律事務所弁護士の佐藤優と申します。

生まれも育ちも埼玉県でしたが、見識を広げるために昨年1年間、島根県松江市の方に研修に赴き、たくさんの良いご縁と巡りあった末、再び埼玉県に戻ってまいりました。

私が弁護士を目指そうとした理由は大工の棟梁として地元で信頼されている祖父の存在でした。祖父の姿を真似るように、地元で貢献できる職業は何かと考えた末に、地域の皆様を法律という知識で支えることができる弁護士という職業に魅力を感じ、弁護士になろうと決意いたしました。

まだまだ、若輩者ではございますが、これから得る様々な見識を通して、依頼者の皆様により良い解決策を提示できるように日々研鑽を積み重ねてまいりますので、何かお困りごとがご

ざいましたら、気兼ねなく声をかけていただければ幸いです。

地域社会の一員として、皆様と一緒に、より良い地域社会を形成できるように努力していきたいと思っておりますので何卒よろしくお願いいたします。



本年より埼玉弁護士会の一員となりました時の鐘法律事務所の篠岡陽平です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、弊所で2010年からパラリーガルとして勤務しておりました。弁護士の仕事に間近で触れているうちに司法試験にチャレンジしようと思うようになり、仕事をしながら筑波大学法科大学院へ通い、令和2年の司法試験に合格することが出来ました。修習地は立川になります。

私はゴルフが趣味なのですが、登録から数ヶ月実務を経験して、弁護士の仕事はゴルフに似ていると感じる場面が多々あります。

ゴルフでは、①各ホールがどのようなホールなのかしっかりと情報を収集し、②それぞれのコースをどのようにホールアウトするのか過程を想定することが重要だと思っております。

弁護士の仕事においても、①まずは依頼者の方の話をよく聴き、その方が抱えている法的紛争の本質を把握すること、すなわち、情報を収集することが最も大切です。②そのうえで、当該問題について自身が正しいと考える結論に至る過程を想定することが次に重要になります。

もちろん、ゴルフにおいて、日々の練習や仲間からアドバイスを受けることが重要なように、弁護士の仕事においても、実務書や判例・裁判例を読んだり研修に出席したりすることで日々研鑽を積むことや、先輩や同期の先生方からのアドバイスを受けることが重要である点でも両者は似ています。

依頼者の方だけでなく、様々な方の声に耳を傾け、柔軟な姿勢で実務に取り組んでいきたいという所存です。もちろんゴルフにも積極的に参加していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



はじめまして。この度、埼玉弁護士会 74 期弁護士として登録させていただきました、鈴木香澄と申します。川口市にある「弁護士法人翠」に所属しております。

修習地、出身共に神奈川県ではあるものの、ご縁があって埼玉に参りました。弁護士として求められる法律知識、社会的教養等とともに、埼玉の地理感も勉強中です。いずれは川越、長瀬等にも行ってみたいと思っておりますが、年々夏の暑さが厳しくなっている中、令和 4 年にいたっては、6 月末の時点で連日の猛暑日を記録しているという事態に、外出自体、心が挫けそうになっている体たらくです。体を動かす機会づくりがてら、高校の時に部活で取り組んでいた弓道をできれば再開したいと思っておりますので、弓と一緒にひいてくださる方がいらっしゃったら嬉しいです。

弁護士業務としては、まずは専門分野に拘らず、多様な事件のご相談、受任ができるように努めて行きたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。



○御挨拶

この度、埼玉弁護士会に入会しました 74 期弁護士の高橋伸聡(たかはしのぶあき)と申します。

出身は埼玉県所沢市です。司

法修習は、さいたま修習でした。司法修習においては、埼玉弁護士会の素晴らしい先生方にお世話になり、多くのことを学ばせて頂きました。

現在は、大宮を中心に弁護士業務に携わっております。

○趣味

囲碁と散歩が趣味です。

囲碁は、受験生時代から暫く離れていたため時間を見つけて碁会所に通いたいと思っております。また、散歩は、近くの公園を歩くことが多いです。現在、さいたま市内にすることが多いので、時間を見つけて別所沼公園や大宮公園等を散歩してみたいと思っております。

○最後に

弁護士になってからまだ 2 か月あまりで右も左もわからない状態ではありますが、日々努力を惜しまず研鑽を積んでいきますのでよろしくお願いいたします。将来は、修習中にお世話になった先生方のように地元埼玉県で社会貢献のできる弁護士に成長してまいりたいと思っております。

まだまだ至らぬところが多く、埼玉弁護士会の方々にご迷惑をおかけすることもあると思っておりますが、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。





この度、埼玉弁護士会に入会いたしました、オレンジ法律事務所の高橋佑太郎と申します。出身地は秋田県、大学時代を宮城県で過ごし、香川県での司法修習を経て、縁あって埼玉県で活動することとなりました。埼玉での暮らしにも少しずつ慣れてきましたが、最近は日本有数の暑さに少々押され気味です。

弊所は、埼玉県の中小企業を主な顧客として活動しております。様々な種類の事件が日々寄せられ、多くの経験を心得ております。今後も研鑽を積み、いかなる事件にも妥協することなく検討を重ね、依頼者の抱える問題点、不安を解消できる最善策を導き出せる弁護士を目指します。

話は変わりますが、私の趣味は、旅行やスポーツ観戦です。新型コロナと非常に相性の悪い趣味であり、ここ数年は様子を見ながら活動していました。これまでと同様に活動できる日々が戻ってくるよう願っています。まずは、埼玉県内を巡り、埼玉への理解を深めていきたいと思っております。また、特に野球観戦が好きで、10年以上西武ライオンズを応援しています。埼玉に来たからには、積極的に西

武ドームに足を運ぼうと思えます。

弁護士としても、埼玉県民としてもまだまだ修行中の身です。皆様のご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



私は、生まれは茨城県の日立市で、生まれてから19年の間、日立市に住んでいました。中学は卓球部、高校では硬式野球部に入りました。その後1年東京（寮）で生活し、20歳から埼玉県草加市で生活を始めました。序盤こそテニスサークルに打ち込む日々でしたが、その後、司法試験を目指すことにしました。気が付いたら10年という月日を獨協大学（法科大学院含む）で過ごしており、これは働かないと人生終わると思い、埼玉県庁に入庁しました。入庁して最初に配属されたのが消費生活支援センターでした。ここでは3年勤務しました。そこで、多くの埼玉弁護士会の先生方に出会い、刺激を受けたことから夜間のロースクールで勉強をし直すことにしました。その後、労働委員会事務局に異動しました。ここでは5年勤務しました。ここでもまた埼玉弁護士会

の先生方に大変お世話になりました。そうこうしている中、司法試験に合格することができ、さいたま修習で先生方にお世話になることができました。現在は、縁あって、大倉浩法律事務所に入所させていただき、所長の大倉先生のもと、弁護士魂を注入される日々を過ごしております。若輩者ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。



1 自己紹介

氏名 田崎恵（タサキケイ）
 所属事務所 菊地総合法律事務所
 修習期 74期
 出身地 千葉県野田市
 高校 埼玉県立春日部高校
 大学 東京大学法学部
 （三類政治コース）
 大学院 東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻博士課程単位取得退学
 法科大学院千葉大学大学院専門法務研究科

2 ご挨拶

令和4年5月1日から浦和にある菊地総合法律事務所勤務することになりました。

法科大学院では、司法試験科目の他に知財や競争法、国際公法などにも熱心に取り組みまし

た。いつかこのような分野に関連する案件にもかかわってみたいと思っております。

実際に勤務を開始してみると、実務修習の際には気づかなかった点が数多くあり、日々事務所の先輩弁護士や事務員さんに教えてもらうことの連続です。これから、事務所の方々や弁護士会の方々のみならず、裁判所、検察庁の皆様とも仕事を一緒にさせていただく中で、時には指導頂きながら、一日も早く、実務に精通し、埼玉県内をはじめ依頼者のお役に立てるように勤務に励む所存です。

何卒宜しくお願いいたします。



この度、第74期司法修習を了し、埼玉弁護士会に入会させていただきました。館健輔（タテケンスケ）と申します。原後綜合法律事務所越谷事務所に所属しております。埼玉県は、20年ほど暮らしている馴染み深い土地ですので、この地で働けることを大変嬉しく思っています。

出身は青森県八戸市で、実務修習地は金沢でした。どちらも景観の良い土地で、魚介類の美味しさには定評があります。是

非とも一度訪れ、堪能していただければと思います。

性格は楽天的、趣味はのんびりと温泉に入ることです。数年前までは日帰り温泉などに足を延ばしていましたが、近年は新型コロナウイルス等の影響から自粛をしており、悲しい限りです。

最近の悩みは、在宅時間が増えた影響もあり、体形が由々しき事態となっていることです。運動やダイエットに精を出そうと画策中ですが、なかなか実行に移せず、日々、栄養を蓄え続けている次第です。

まだまだ業務にも慣れず、未熟者ゆえ至らぬ点多々ありますが、一日も早く皆様から信頼される弁護士となれるよう鋭意努力する所存です。ご指導、ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い致します。



自己紹介

この度、埼玉弁護士会に新規登録させて頂いた、74期の登坂望と申します。越谷駅と春日部駅の間あたりにあります、せんげん台法律事務所に所属しております。出身は東京、修習地は静岡でして、これまで埼玉とは縁のない生活を送ってまい

りました。事務所の近辺に実際に暮らすようになって、穏やかに暮らしやすいところであると実感しております。

また、サッカー観戦が趣味でして、埼玉スタジアム2002やNACK5スタジアム大宮といった、素晴らしい埼玉のスタジアムで観戦できる機会が楽しみです。

弁護士として勤務をはじめて

事務所では、先輩弁護士の指導を受けながら、新米弁護士として一から勉強させていただく毎日を送っておりますが、法律相談や期日に入るにつけ、他人の人生に影響を与える弁護士としての職責に身が引き締まる思いがいたします。

今後の抱負

法的な知識のみならず、人間的な面においても精進を続け、依頼者に寄り添いながら、好奇心や探求心を持ち続けていられるような弁護士になりたいと思っております。未熟な私ではございますが、一日一日を大切に過ごし、早く一人前の弁護士になれるよう努力いたしますので、ご指導よろしくお願いいたします。





はじめまして。74期司法修習を修了し、埼玉弁護士会に入会させていただきました、橋本佳之と申します。さいたま市で生まれ、以降、転居もありましたが、ずっと埼玉県民です。大学卒業後、何度か転職を重ね、弁護士となりました。大学卒業後の様々な社会経験を通じて、多くの人々と出会いました。今でも、かつての勤務先の上司や同僚とのご縁が続いていることはとてもありがたいことです。仕事をしながら、そして、結婚し、子育てをしながら、司法試験の勉強を続けることは困難なことばかりでした。年を重ねるにつれて、いろいろと状況が変わっていくなか、その時、その立場、その環境に応じて、勉強を続け、弁護士になることができたという経験は、自分にとって大きな財産です。このように、弁護士になるという初志を貫徹できたのは、ひとえに家族の理解、協力があったことによります。自分ひとりでは何もできないと痛感させられた受験期間でもありました。今、弁護士となって、様々な状況に悩んでいらっしゃる市民の方々のご相談を受けています。過去の自分の経験を活かし、ご相談にいらっし

やった市民の方々とのご縁を感じながら、少しでもお力になれるよう、依頼者の方に寄り添っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



はじめまして、この度埼玉弁護士会に入会しました、弁護士の深谷直史と申します。2022年5月より埼玉総合法律事務所にて執務しております。埼玉県出身で、埼玉県立大宮高校、一橋大学法学部、慶應義塾大学法科大学院卒です。趣味はランニングと写真を撮ることです。

司法修習では埼玉に配属され、埼玉弁護士会の先生方の暖かさに触れ、埼玉で働くこととなりました。

私は、学生時代に、すべての人が個人として尊重される社会を実現したいという想いを抱き、弁護士を志しました。司法試験の勉強は大変でしたが、家族、友人、その他たくさんの方のサポートにより、無事に弁護士になることができました。自らの職務を通じて、少しずつ恩返しをしていきたいです。

私は、埼玉で生まれ育ち、高校まで埼玉県の公立の学校に通っていました。地元の皆様に育てられたといっても過言ではあ

りません。弁護士としてのキャリアを故郷である埼玉県で始められることを大変嬉しく思っております。地域に貢献できるような仕事も今後してみたいです。

まだまだ若手ではありますが、法律の専門家としての自覚と責任を持ち、一つ一つの事件に誠実に、粘り強く取り組んで参ります。

皆様の信頼にお応えできるような弁護士を目指し、基本的人権を擁護し社会正義を実現するため、熱意と誠意をもって職務に励みたいと思っております。



この度、埼玉弁護士会に新たに入会致しました、古荘草太(フルショウソウタ)と申します。私は生まれも育ちも長野県松本市で、これまで埼玉とはご縁がありませんでしたが、現在の事務所に入所させていただき、4月から越谷で弁護士として活動しております。

私は司法試験の選択科目は租税法を選択しておりました。指導担当の先生の熱心な指導や訟務局時代の税務訴訟のお話しなどを聞かせていただいたこともあり、実務家になっても税務に携わりたいと思い、税務を扱っ

ている現在の事務所に入所させていただきます次第です。

もちろん、税務以外にも、一般民事、刑事、家事事件等の市民にとって身近な法的紛争を解決することにも力を入れて行きたいと考えております。

私は高卒認定試験を経て大学に入学したという経緯があり、十代の多くの時間を働いて過ごしておりました。そういった生活の中でさまざまな立場の方と接する機会があり、また私自身もさまざまな職業を経験して参りました。そういった経験を生かし、依頼者の立場や考え、相手方の立場や考えに寄り添い、想像を巡らせ、よりよい紛争解決に至れる弁護士となれるよう頑張っていきたいと考えております。よろしくお願い致します。



74期の本間星（ほんまあかり）と申します。現在、「弁護士法人翠川口事務所」で勤務しております。修習地はさいたまで、浦和ふたば法律事務所の渡邊享子先生にお世話になっておりました。

委員会は、消費者問題対策委員会及び子どもの権利委員会に所属しております。

大学時代には空手部に所属し

ており、初段を持っています。しかし、最近は運動不足のため体力が落ちてしまい、既に暑さにやられてしまいました。7月からはジムに通って、昔の体力を取り戻したいと思っております。

趣味は、温泉旅行に行くことです。私のおすすめは、青森県にある蔦温泉という足元から源泉が湧き出ている珍しい温泉です。機会がございましたら、ぜひ一度訪れてみてください。

目指す弁護士像としましては、私に依頼して良かったと依頼者から言ってもらえるような実力と親しみやすさを有する弁護士です。そのためにも、様々な分野の事件に積極的に取り組んで参りたいと思います。一日でも早く目指す弁護士像に近づけるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどを賜りますようお願い申し上げます。



はじめまして。

今年の5月より埼玉弁護士会に新規登録いたしました、武藤喬と申します。

立川での司法修習を終え、さいたま新都心のSINTO(シント)法律事務所に所属することとなりました。

出身地は埼玉県所沢市です。地元が埼玉西武ライオンズのお膝元ということと小学校から高校まで野球をしてきたこともあり、野球観戦が趣味です。鉄道を利用して国内を旅行することも好きですが、コロナ禍のためなかなか出かけられておりません。

弁護士である父の背中を見て、弁護士を志すようになりました。

司法試験に合格する前は、社会人として百貨店と行政書士法人に勤務していた経験があります。接客業で培った経験を活かし、依頼者の方がどのような不安を抱え、どのような解決を望んでいるかということをよく聞き、出来るだけ希望に沿った解決案を示せるような依頼者に寄り添える弁護士になりたいと考えております。まだまだ駆け出しではありますが、研鑽を積み、様々な経験をしながら日々精進してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。





写真提供 一般社団法人埼玉県物産観光協会

埼玉弁護士会会報 第 102 号

発行日 2022 年 8 月
発行者 埼玉弁護士会
さいたま市浦和区高砂 4-7-20
TEL048-863-5255
編集 企画広報委員会
印刷 (株)埼玉総合宣伝センター
さいたま市浦和区高砂 2-3-10
TEL048-825-7531